

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

福祉環境委員会記録

平成 26 年 3 月 5 日(水)
 全員協議会室
 10 時 00 分～13 時 35 分

- 【委員】 芦谷委員長、田畑副委員長、足立委員、柳楽委員、道下委員、平石委員
 澁谷委員、西村委員
- 【委員外議員】 串崎議員、森谷議員、小川議員、佐々木議員、西田議員、野藤議員
 上野議員
- 【執行部】 小澤健康福祉部長、杉本健康福祉部次長(地域福祉課長)
 河上地域医療対策課長、佐々木高齢障がい課長、大島子育て支援課長
 川崎市民環境部長、久保田市民環境部次長(医療保険課長)
 長見総合窓口課長、斎藤環境課長
 平野上下水道部長、稲垣管理課長、岸本工務課長、坂田下水道課長
 吉永金城支所長、山田市民福祉課長
 岩谷旭支所長、渡邊市民福祉課長
 山根弥栄支所長、竹中市民福祉課長
 石田三隅支所長、桑本市民福祉課長
- 【事務局】 外浦書記

議 題

- 1 議案第 7 号 浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第 12 号 浜田市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第 14 号 浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第 19 号 財産の減額譲渡について(西村町 1031 番 1 の宅地)
- 5 議案第 45 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 6 請願第 2 号 高齢者の負担増と保険給付の削減を押し付け、市町村に責任を転嫁する介護保険の見直しに反対する意見書の提出について
- 7 執行部報告事項
 - (1) 浜田医療センターへのヘリポートについて
 - (2) 市有財産(土地)の減額譲渡について
 - (3) 平成 26 年度の国民健康保険制度の改正概要について
 - (4) リハビリテーションカレッジ島根の応募状況等について
 - (5) その他
- 8 所管事務調査
 - (1) 生活保護制度の実態について
 - (2) 市民税非課税者数について
 - (3) 保育所入所児童数及び待機児童数の現状について
 - (4) 介護保険制度について(H26.2.12 広域議会全協報告事項関連)
 - (5) 脳ドック助成事業の状況について
 - (6) エコクリーンセンターについて(H26.2.12 広域議会全協報告事項関連)
- 9 その他
 - ・行政視察について

【議事等の経過】

〔 10時00分 開議 〕

芦谷委員長

ただいまより福祉環境委員会を開催します。本日は執行部で1名欠席とお聞きしております。岩谷旭支所長が欠席です。出席委員は8名全員です。定足数に達しておりますので、直ちに委員会を開きます。さっそく議題に沿って議事を進めてまいります。 議題1 議案第7号 浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

1 議案第7号 浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について

執行部から補足説明はありますか。

(「ありません」という意見あり)

それでは、委員から質疑をお願いします。

澁谷委員

本会議で考え方は確認しましたが、そもそも県の基準はどのようなものでしょうか。

子育て支援課長

所得要件は特に設けられていません。ただし、低所得の方を優先されるようです。ですから生活保護の方が第1となるんですが、あとは所得の低い方、それと優先順位としては、県内の養成施設に入られた方、ですから県立大学の短期大学部とか松江の養成学校が数校ありますが、そういったところに入られた方を優先することになっております。それと県内に卒業後就職するという条件があります。

澁谷委員

ということは、出雲や松江地区の学校に行きやすく、こちらの学生は高速道を使って広島方面の学校に行かれる方もおられると推測するわけですが、それに上乗せ相乗りとなると、こちらの地域の方は不利になるのではないのでしょうか。それと、島根県の基準の中に、生活保護世帯の入学準備金、就職準備金のほかに、生活費加算という表現がありますが、これはどう理解すればいいのかお聞きします。

子育て支援課長

不利になるとのことですが、浜田から25年度の申込については58名されて、そのうち浜田の方が6名、貸付の認定をされた方が1名、残り5名の方は漏れたということです。そういったこともあり、浜田として独自に貸付金の制度を設けて漏れた方に対し援助をするというところで、この度制度を設けております。実際に所得要件はありませんが、所得の低い方から優先していくことになりますと、地域性は特

に松江・出雲であるからということはお外れるのかなと思います。それから生活保護については実際に学校に行かれる間仕送り等が難しいということから、そのような加算があるのかなと思います。詳細については把握しておりません。申し訳ありません。

道下委員

確認をしたいんですが、卒業した日から1年以内に保育士登録を行いから、変更となり卒業後直ちに市内の保育所に就職しとなっておりますが、これはどうしてでしょうか。

子育て支援課長

実際に保育士の確保が難しいということで、できるだけ年度当初に学校を卒業された方は保育士の資格をとられて、同時に保育士登録をされますが、実際には3ヶ月ぐらい保育所登録証がくるまでかかりますので、県は猶予を持たれて1年以内という制度にされていますが、浜田市としてはとにかく保育士を確保したいということで、卒業後直ちに保育園に入っていただきたいということです。担当課としてはそのように思っていました、言葉の表現が間違っておりましたので、修正をさせていただいたものです。

道下委員

県の事業はいつから行われているのですか。58名は昨年の実績でしょうか。どのような実績があるのですか。

子育て支援課長

これはもともとは国の制度で各県に補助金を下ろして県が事業実施をされるもので、25年度から始まっています。県も58名の応募がありましたが、定員30名ということで、30名しか受給できないということです。

道下委員

昨年、1名通られて、5名が漏れたということで、その実績を元に今回県制度に加算される方を5名、その他落ちられた方に10名2万円をあげようということで、随分実態より多めに見積もってあるわけでしょうか。

子育て支援課長

各保育所に伺ったところ年間15名から20名程度新たに採用されているようですので、それで大体15名というのを設定しております。

道下委員

県内他市はどうでしょうか

子育て支援課長

県に確認をしたところ、予算の段階で他のところが新年度からされるかわかりませんが、25年度中は他の市町村でやっておるところはないと聞いております。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり。)

それでは質疑がないようですので、これで終了します。次にうつり

ます。

2 議案第 12 号 浜田市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議題2 議案第 12 号 浜田市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてです。執行部から補足説明はありますか。

(「ありません」という意見あり)

それでは、委員から質疑をお願いします。

西村委員

県の制度改正に伴って、市独自の助成を廃止するという視点でお聞きします。そもそも県の制度が始まったのが昭和 48 年で、当時は自己負担の限度額は 500 円だったです。それが平成 17 年に今の制度で負担限度額が大幅にアップしたということで当時合併前の議会でかなり議論になりました。事実困ると、ということで関係者から陳情もあったと記憶しております。その後 21 年に浜田市独自の現在の助成制度を設けたということですが、そういった流れの中で、今回半額程度に自己負担限度額が下がるんですが、そのこと自体は喜ばしいことですし、評価をしたいと思いますが、それでもなお全国の水準からみればこの前の委員会でもあったように、自己負担ゼロという県も多数あるわけで、非常に重い負担もあると思っています。今回市単独の助成を廃止することにあたり検討をされたのだと思いますが、それについてお聞きします。また、5 条の意味です。県外の医療機関を受診した場合の扱いですが、償還払いだったものが現物給付に変わることでか。

市民環境部次長

市独自の助成事業を廃止するにあたり検討した内容についてですが、予算的な市の負担です。25 年の当初予算と比較した時、26 年度と比較した場合、県の制度は事業費で 16,000 千円増額するわけですが、市の負担は 5,000 千円弱増えるわけですが、市独自の単独事業は当初予算と比較し 2,500 千円減少しますし、12 月に医療費が多少増えていますので、市の単独事業の補正を 2,500 千円しておりますが、この補正後の市の予算と比較しますと、26 年度 9 月分までの診療を市で負担としておりますが、これを含めて市の負担は 300 千円減った位で対象者の拡大と助成額の引下げで同じように市の負担が増えずに対象者が増えるということで、市にとってもありがたいことですし、1 年分計上した場合も実質市の負担額は 300 万程度増える程度でたくさんの方を助成できるということで、予算的にはこれでいいのではないかと考えております。市の考え方ですがこれまでも県と検討してきておりますが、先日の会派風の代表質問に市長が答弁しておりますが、中国管

内の他の県と比較しますと、中四国管内ですが、制度拡充後においても、自己負担限度額は高めではありますが、その反面所得制限の額が高く設定してあること、また中四国管内では精神障害者を対象にしているのは島根県と鳥取県、山口県のみで、精神障害者と他の知的身体障害者の重複障害者を対象にしているのは島根県だけですので、そういった意味では制度上も自己負担額は少し高めではありますが制度上たくさんの方を助成できるというメリットもありますし、今の独自支援策についても現在この県の制度が拡充された後も出雲市が課税世帯の限度額を現在も1万円としてまして、これだけが県内では唯一経過措置をして継続するようですが、将来的には来年の1年間は経過措置ということですが、27年の10月においては県と統一すると聞いております。そういったこととこれまでも障害者団体や市町村から県内で統一した助成制度となるように要望されてきた、浜田市においても拡充したうえで、統一してくださいと要望してきた経緯もありますので、これが最終的には県内で統一される見込みから新たに市の独自支援というのは現在のところはかんがえておりませんで、島根県も関係団体の意見を今後も聞いていくということをおられましたのでそういった状況を踏まえながらそれは今後の検討課題と考えております。2点目の5条のところですが、これまでは原則県外の医療機関においては償還払いという形が規則で謳っておりますが、国保連合会の契約を広めておられて、現在は鳥取県、島根県、山口県で多くの県外の医療機関でも現物給付が可能となっており、これが拡大してきておりますので、この原則規定を変えて県外でも現物給付ができるような状況が広がってきたということから、これを改正するというものです。

西村委員

確認ですが1点目で、対象者も拡充をされるということですが浜田市の、市町村の負担額としては来年度は10月からですから半年分が違うわけですが、27年度以降想定される浜田市としての負担額というのは現状とさほど変わらないのかということですが。県内で統一の方向ということは、市町村単独で上乗せでこういった助成事業をすることはないであろうと判断していいですか。以上です。

市民環境部次長

27年度1年間分を想定した場合、25年度当初予算と比較して市の持ち出しは540万程度の増額となります。ただ、12月補正後と比較すると300万弱の持ち出しが増となります。これでたくさんの方が助成できること、関係者の方には大変メリットがあると思いますし、市も独

自事業がなくせるということで、有難い話と思います。2点目ですが、現状では出雲市のみが県制度よりも上乘せをして助成をしておりますがこれも27年、来年の10月には県と統一をする意向のようですし、それまでは出雲だけで、それ以降については島根県が関係団体の意見を聞いてこれでもまだ十分でないという意見があれば県とも協議をしながらどういった方法がいいのか、これまでと同様に検討は行われていくものと思っています。基本的には県の制度を拡充して充実したものにしていって県内統一することがのぞましいということ、訴えておりますので、新たに単独で浜田市だけがということは、これまでの経緯から難しいのかなと思います。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり。)

それでは質疑がないようですので、これで終了します。次にうつります。

3 議案第14号 浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例について

議題3 議案第14号 浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例についてです。執行部から補足説明はありますか。

(「ありません」という意見あり)

それでは、委員から質疑をお願いします。

西村委員

確認ですが、条例上診療時間を明確にただけで、実質何も変わりが無いとみていいのか、それともしっかり明確にすることで、対外的にも勤務する方の休憩時間を保証しようということなのかお聞きします。

地域医療対策課長

現在も、食事中です・・というような札を表示し患者さんに待っていただく場合もあります。ただ本当に救急の場合は診ていただくということで、運用的にやっていたところですが、インターネットやいろんなところで、診療時間が明確に表示されるので、結構市外からの患者さんも増えたりして、診療時間はこうなのに何故診ていただけないのかということがあった場合に困るところからです。今までも1時簡に近い時間は休憩をとっているということです。今後も患者がいない時間もありますので、そういう時間も休憩をとっていただくこともふまえて、1時間程度の休憩は確保できると考えています。

西村委員

わかりました。実態としてはこの条例改正でどうなるか、変化が出たとかは想定しにくいですね。実態としては変わらないであろうとい

う解釈でいいでしょうか。

地域医療対策課長

概ねそのように思っておりますが、これは医師が20名以上交代で行っておりますので、医師によっては休憩時間に一旦自分の病院に帰らないといけないとか、そういう場合は1時間とらないといけない場合もあるかもしれないし、ずっといれる場合もあるかもしれませんが、実態としては変わらないと思っております。看護師も休憩時間といっても出ることはありませんので、多い時は2人体制、事務も多い時は2人体制で対応しますので、無人になって来られた患者さんが困るといことは今まではありませんし、これからも休憩時間をとったとしてもそういう対応はしていきたいと思っております。ですから市民の皆様には特に今までと大きな変わりはないものと思っております。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり。)

それでは質疑がないようですので、これで終了します。次にうつりますが、次の議題は報告事項の(2)と関連がありますので、先に市有財産の減額譲渡について報告事項の説明をおねがいします。

高齢障がい課長

(資料により説明)

4 議案第19号 財産の減額譲渡について(西村町1031番1の宅地)

芦谷委員長

議題4議案第19号 財産の減額譲渡について(西村町1031番1の宅地)です。執行部からの先ほどの説明と併せ質疑をお願いします。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

それでは質疑がないようですので、これで終了します。次にうつります。次の議題は報告事項の(3)と関連がありますので、先に平成26年度の国民健康保険制度の改正概要についての報告事項の説明をおねがいします。

市民環境部次長

(資料により説明)

5 議案第45号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

芦谷委員長

5 議案第45号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてです。執行部からの先ほどの説明と併せ質疑をお願いします。質疑はありますか。

澁谷委員

正直さっぱりわからないんですが、この賦課限度額が81万円ということは6月から3月の間に毎月81,000円づつ国保料を最高額の方は

払うということですか。

(「はい」という声あり。)

そうならば、その方の所得が家族構成とかで、単純ではないんですけど、この最高額毎月 81,000 円国保料払われる方の所得は大体どれくらい、どうなんでしょう。例で示していただければ。それが国保加入者の 3 パーセントに納まるようなことで、引上げられるという理屈なんじゃないでしょうか。

市民環境部次長

25 年度の賦課時点で浜田市で賦課限度額を超過している世帯が 64 世帯全体の 0.7 パーセントです。この収入額がどの程度ということについては、部長から説明をします。

市民環境部長

モデルで、2 人世帯で介護の保険料も払われる 40 才以上という設定ですと、総所得金額が 6,666,000 円、これを給与収入に置き換えますと、年間の給与収入が 8,700,000 円くらいです。

澁谷委員

夫婦合算の収入でしょうか。

市民環境部長

このモデルではご夫婦の設定ですが、所得はご主人だけということです。

澁谷委員

先ほどの例でいくと、先ほどの趣旨であるように払われない家庭をなくすために限度額を設定するということから、反していることになりませんか。これから消費税が上がってくる、負担が増えてだんだんと可処分所得が減っていく流れの中で、限度額を上げるということで、担当課の考え方をお聞きします。

市民環境部次長

委員の言われることも理解できます。国は高額所得者においては、応分の負担をしていただいたうえで、中間所得層以下の被保険者については負担軽減をしたいという、両方の観点から高額所得者には負担をしてもらって、一定の保険料の増収を図りたいというのが、国の考え方です。これについては総論では反対は考えてはおりませんが、低所得者には助成をしながら軽減をしていきながら、所得がある人には応分の負担をしていただくというのは公平な負担につながるかなと考えております。

澁谷委員

所得とか収入で判断することはある面では一面的な判断ではないと思います。ある会社の社長が会社の経営に行き詰った場合に借金が残った場合には収入は建前的にはあって、所得はあるんですが、全部右から左に資金が移動するだけのことで、実際このような高額所得になるのかなと感じますが、そのあたりの救済措置のようなものはある

んですか。

市民環境部次長

はい。倒産とか雇用解雇とかそういったもので、急激に前年収入が減った場合には一部負担金、保険料等も軽減する制度自体はありますので、そういったものでは制度上はフォローができています。

澁谷委員

それは激変緩和措置としてあるんでしょうが、それはずっと有効な借金を払い続ける間かな、有効なんですか。限度があるんじゃないですか。

市民環境部次長

そのために、所得で判断しますので、収入から必要経費等は控除された上で所得で判定基準がありますので、そういった意味でもそのあたりは考慮されていると考えます。

西村委員

2割軽減、5割軽減、対象者は増えると思いますので、その人数とかおよその試算額、保険料の額についてお聞きします。またそれは国保会計上、一般会計上どういう影響を及ぼすのかお聞きします。

市民環境部次長

1点目ですが、2割3割のかたですが、それぞれの所得により異なりますので、正確な数字は申し上げられませんが、国が示した数値の比率を浜田市に置き換えて計算しますと、2割軽減の人数が2251人、16.8パーセントで、新たに2割軽減になる方が750名あまり、2割軽減から新たに5割軽減に変わられる方も同じように750名あまりで、2割軽減の拡充後の人数は変わらないということで、16.8パーセントくらいです。5割軽減については、現在1,075名で全体の8パーセントですが、これが2割から5割に変わられる方が750名、拡充後の人数が1,829名前後と推測しておりまして、7割軽減については変わりませんので、現在3,377人25.1パーセントですが、全体で11パーセントあまり1,500名あまり制度拡充により恩恵を受けられると推測しております。あくまでも正確な数字ではありませんが、参考までに、それで2点目で保険料がどうなるかということについては部長から説明をします。

市民環境部長

先ほど限度額のところでお話ししましたが、均等割と平等割の全部の合計額が96,900円になります。今年の料率です。それを5割ですから48,450円を払う、2割軽減だと77,520円になります。これは先ほど次長が説明した所帯の所得の判定です。2人所帯より3人所帯のほうが限度額が上がっていくわけです。ですから、そこででくる控除額と所得額と対比して若干所得額が残る場合があります。2割軽減などだと。そうすると残った金額に対して今年で言えば所得割の率が9.4

パーセント、それから介護保険だと2.77パーセントが掛かりますから、今言った金額に若干プラスαはあると思いますが、基本となる均等割と平等割については96,900円から半額だったり8割になるということです。

市民環境部次長

3点目ですが、保険料を軽減した時の負担分として、島根県が3/4、市が1/4を負担することになっておりまして、そういったものを一般会計から国保会計に繰り入れることになっています。

西村委員

2点目ですが、96,900円はなんでしょう。

市民環境部長

内訳ですが医療分と支援金分の均等割これが一人あたり年額決まっています。27,600円です。これが2人ですから倍ですね。それから平等割として1世帯にかかるのが19,200円です。あと介護割も同様に均等割が17,400円、平等割が5,100円です。これを全部たすと96,900円です。要するに所得割以外の部分の合計額がこの額になります。5割とか2割軽減の対象になるのは均等割と平等割しか対象になりませんので、これに対して5割減額、2割減額でそれがあると、96,900円が5割減額だと48,450円で2割減額だと77,520円になるということです。それと、その後に説明したことですが、所得の判定をした時に所得の金額からすると軽減対象になるんですが、実際に所得割がかかる場合があると申しました。それは今時間が無くてできないので、主な部分で、均等割が減額になるとこだけ申し上げました。

西村委員

3点目ですが、結局保険料減額の対象が広がって保険料収入は国保会計としては少なくなるが、その分一般会計から繰り入れるから国保会計としての保険料に加算されるというようなシステムにはないということで確認していいですね。

市民環境部次長

保険料が軽減された部分だけ、減った部分は一般会計からの繰り入れ、島根県と市の負担ですがそれで補填されますので、国保会計が軽減した分だけ、収入が減るとか増えるとかならないということです。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり。)

それでは質疑がないようですので、これで終了します。次にうつります。

6 請願第2号

高齢者の負担増と保険給付の削減を押し付け、市町村に責任を転嫁する介護保険の見直しに反対する意見書の提出について

議題6 請願第2号 高齢者の負担増と保険給付の削減を押し付け、

市町村に責任を転嫁する介護保険の見直しに反対する意見書の提出についてです。執行部または紹介議員に聞いておきたい点があれば委員からお願いします。

西村委員

この請願かなり詳しく書いてありますので、中身を補足することはありませんが、法案の提出についてはすでに提出されていますので、文面その点は違うかなと思います。一応マスコミ情報によりますと、2月12日国会に提出となっております。補足します。

芦谷委員長

執行部に聞いておきたい点があればお願いします。

(「なし」という声あり。)

それではないようですので、提案された議案、請願についての質疑はこれで終了します。

それでは、ここで休憩とします。再開は午前11時05分とします。

(11:00 休憩)

(11:05 再開)

会議を再開します。執行部報告事項にうつります。(1) 浜田医療センターへのヘリポートについて説明をお願いします。地域医療対策課長

7 執行部報告事項

(1) 浜田医療センターへのヘリポートについて

地域医療対策課長

それでは、(1) 浜田医療センターへのヘリポートについてご報告をさせていただきます。

(資料により説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質問があればお願いします。

(「なし」という声あり。)

ないようですので、次にうつります。(2) 市有財産(土地)の減額譲渡についてです。

(2) 市有財産(土地)の減額譲渡について

これについては、議題4の審査の時の説明でされましたので、省略します。次にうつります。(3) 平成26年度の国民健康保険制度の改正概要について説明をお願いします。

(3) 平成26年度の国民健康保険制度の改正概要について

市民環境部次長

それでは、(3) 平成26年度の国民健康保険制度の改正概要についてご報告をさせていただきます。

芦谷委員長 (資料により説明)
説明が終わりました。委員から質問があればお願いします。
(「なし」という声あり。)
ないようですので、次にうつります。(4) リハビリテーションカレッジ島根の応募状況等についてです。三隅支所市民福祉課長

(4) リハビリテーションカレッジ島根の応募状況等について

三隅支所市民福祉課長 それでは、(4) リハビリテーションカレッジ島根の応募状況等についてご報告をさせていただきます。

芦谷委員長 (資料により説明)
説明が終わりました。委員から質問があればお願いします。
澁谷委員 各学科の入学者の目標を教えてください。

三隅支所市民福祉課長 定数は各学科 40 名です。とはいうものの、応募者がここにあるように理学療法学科については定数に近いものがあります。その他については定数の半分に届かないのが現状です。

芦谷委員長 他に質問はありませんか。
(「なし」という声あり。)
ないようですので、次にうつります。(5) その他です。

(5) その他

執行部から何かありますか。
(「ありません」という声あり。)
ないようですので、議題 8 所管事務調査にうつります。生活保護制度の実態について説明をお願いします。健康福祉部次長

8 所管事務調査

(1) 生活保護制度の実態について

健康福祉部次長 それではご説明させていただきます。
(資料により説明)

芦谷委員長 説明が終わりました。委員から質問があればお願いします。
澁谷委員 欧米では生活保護の皆さんが自立する前に、子どもに引継いでしまうということが問題になっているようですが、浜田ではそういう世代を繋いでいくというようなことの把握はされていますか。

健康福祉部次長 世代間での継続というのは、具体的に分析はしておりません。やはり 4 のところですが、最近で申しますと、現役世代が就労のところで保護世帯になっているというところで、そのところが特徴かなと思います。

ですから長く続いているということは率的には減っているという状況です。

道下委員

就労支援員の制度は昨年からですか。それと期間、人数について教えてください。

健康福祉部次長

23年の7月1日から嘱託1名です。公募をかけて、本当にいい人が見つかりまして、元高校の教員の方です。特に若い方もいて、生活指導、就職指導などそういうことについて、よくやっていただいています。

道下委員

その方は今年も継続できるような状況なんでしょうか。

健康福祉部次長

嘱託職員ですので、基本的には市のルールがあります。5年間で、それから継続してというのがありますが、一応は5年間です。

柳楽委員

少なくなってきたということですが、就労による廃止というのが、現在28件とありますが、それ以外の方で廃止になった理由はどのようなものでしょうか。

健康福祉部次長

高齢の方が多いので、死亡とか、施設に入られて保護の関係での対象ではなくなった場合などもあります。

柳楽委員

調査をされる段階で、申告に誤りがあったということで廃止になることもあるのでしょうか。

健康福祉部次長

未申告というのものもあるかもしれませんが、年金とかの給付があとから報告されるとかそのようなこともあり、その時点で把握しきれない部分もあります。そういったことは判定をして、当然廃止になるものは、廃止になりますし、返還になるものについては、返還していただくというものです。

田畑副委員長

世帯の受給年数の状況ですが、11年から15年、16年から20年、21年以上貰っておられる方がいるということでしょうか。

健康福祉部次長

住所不定ということも関係してきていますが。施設、救護施設、精神病院などに入所され、帰る場がない、といった方で、そこにずっと入所しているような方がいます。それと高齢の方が収入が増えるといった見込みがないので、どうしても受給期間が長くなるということです。

田畑副委員長

確かにそういった方はおられると思いますが、これが全体の世帯数で言いますと、2割近くなります。本当に就労困難であるとか、精神的な病とか障害のある方とか、どうしても就労につけない方はやむを得ないと思いますが、一般的に見てみると、20年以上生活保護を受給

しているというのはとても理解できない状況にあると思います。21年以上が25世帯ありますが、全ての方がそういったような状況にあるんだろうと思いますが、実態はよくわかりませんが、わかるような資料等がありますか。

健康福祉部次長

年齢別では75歳以上が90人おられます。70歳から74歳が36人、65歳から69歳が61人ということですから、65歳以上が約180人近いです。そういった方はなかなかそういった収入が増えると。それで保護から離れるというところが望めないという状況にあります。

芦谷委員長

他に質問はありませんか。

(「なし」という声あり。)

ないようですので、次にうつります。市民税非課税者数についてです。健康福祉部次長

(2) 市民税非課税者数について

健康福祉部次長

(資料により説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質問があればお願いします。

平石委員

非課税世帯33パーセントということですが、県内とか近隣自治体の構成比は把握しておられますか。全国との比較でもいいです。

健康福祉部次長

非課税者数の比較はちょっと把握しておりませんが、今回の臨時福祉給付金というところでの状況で国が試算しておりますのが、今現在総人口が1億2千7百万人で、給付金の対象が2千4百万人というふうに試算しております。ですから割合が19パーセントになります。そうしますと、今の約1万4千人は少し多いのかなというふうに思います。やはり高齢者世帯が多いところから、年金生活、公的年金だけの方でいいますと、かなり非課税者の方が多いわけですので、そういった方々が多い分だけ率も高いのかなと思われま

芦谷委員長

他に質問はありませんか。

(「なし」という声あり。)

ないようですので、次にうつります。保育所入所児童数及び待機児童数の現状についてです。子育て支援課長

(3) 保育所入所児童数及び待機児童数の現状について

子育て支援課長

(資料により説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質問があればお願いします。

澁谷委員	待機児童解消のために保育士の確保ということで、先般の保育連盟の打合せで、課長もご出席でしたが、その時にストレスを感じたわけです。保育士さんの待遇が本当に全国平均のレベルにいつているんでしょうか。そのあたり攔んでおられるんでしょうか。
子育て支援課長	実際についてはなかなか教えていただけないのが現状です。ただ、市で各法人に監査に入っておりますのでそういった情報は監査のサイドからいただければ把握はできると思います。
澁谷委員	そのあたりの数字をきちっと攔まないと、いくら保育士がみつからないと法人から言われても、いかような経営努力と工夫が、働きやすさの環境整備とかそういうことがわからないとどうも甘えといいますか、それがぬぐえない、意識を脱却できないんです。ですからある程度その数字はつかんで全国の平均、島根県の平均等もぜひこの場でご紹介いただければと思いますので、ご検討をお願いします。
子育て支援課長	貴重なご意見ありがとうございます。また把握に努めたいと思います。
芦谷委員長	他に質問はありませんか。 (「なし」という声あり。) ないようですので、次にうつります。介護保険制度についてです。これは広域行政組合の全員協議会の報告事項ですが、これについて説明をお願いします

(4) 介護保険制度について

高齢障がい課長	広域行政組合の全員協議会で配布された資料、若干手直しをしておりますが、内容は変わっておりませんので、これに基づいて説明をさせていただきます。 (資料により説明)
高齢障がい課長	資料1の介護保険制度改正案の主な内容についてご説明します。皆さん方ご存知のように75歳以上の高齢者は2025年までに急速に増加すると推計されております。そんな中で保険料の負担者であります40才以上、この人口は2025年以降は減少するという推計も示されています。また介護費用も2025年には現在の倍になるというふうな推計がされています。こうしたことから現在全国平均では介護保険料月額では5000円程度ではありますが、2025年には8200円程度に上昇すると見込まれているところであり、こうした背景を含め、国では昨

年持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律これを閣議決定ののち、国会で承認され 12 月に施行されたところです。この内容ですが、1 つ目に低所得者を始めとする国民の介護保険料にかかる負担の増大の抑制を図る、ということがあります。2 点目に介護サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図ること、3 つ目に地域包括ケアシステムの構築を通じ必要な介護サービスを確保するといった観点から必要な措置を講じることとされています。一方社会福祉法審議会におきましても、介護保険制度改革案で高齢者が住みなれた地域で生活できるようにするために介護、医療、生活支援、予防介護これを充実させる地域包括システムの構築また低所得者の保険料軽減を拡充するとともに保険料上昇をできるだけ抑えるため所得や資産のある方の利用者負担を見直すといった費用負担の公平化などこういった審議が進められた経緯があります。これらを取りまとめたこの度の改正案が示されたのが資料 1 のところです。

1 地域包括システムの構築ですが、(1) 点目に地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実ということで 4 つの項目が掲げてあります。アの在宅医療、介護連携ですが、医療福祉機関等の把握、及びその活用として関係機関が集まる会議を開催して地域の在宅医療介護の課題を検討しながら医療及び在宅介護の提供に携わるものその他の関係者等との連携強化を図るということにしております。イの認知症施策の推進です。これは認知症になっても本人の意思が尊重され出来る限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会。これの実現を目指すということでいろんな施策を推進することとされています。ウの地域ケア会議の推進です。これでは地域ケア会議というものを地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールとしてさらに取り組みを進め、地域ケア会議を実効性のあるものとして定着、普及するということを目指しているところです。エの生活支援サービスの充実強化ですが、これは多様な主体による創意工夫を生かした高齢者の自立した日常生活の支援、及び高齢者の社会的活動への参加の推進、これらによって介護予防に関する基盤整備に取り組むとされています。(2) つ目ですが、現在要支援 1、2 の方につきましては予防給付という給付事業がありますが、給付事業はいくつかメニューがありますがその中で、訪問介護、通所介護いわゆるホームヘルプサービ

スとデイサービスですがこれについては給付サービスから外し、市町村が取り組む地域支援事業に移行する。移行する期間は平成 27 年度から 29 年度までに行うとされています。(3)の特別養護老人ホームの新規入所者についてです。現在は要介護 1 から要介護 5 までが対象ですが、これについては、新規入所者は要介護度 3 以上の高齢者に限定するとされています。ただ、要介護 1、2 の方についても例外的に止むを得ない事情で特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には入所を認めるとされています。2 の費用負担の公平化です。(1)ですが、低所得者の保険料の軽減割合の拡大です。現在低所得者の方については最大で 5 割の軽減がされていますが、新たに見直し案では給付費の 5 割の公費に加え別枠で公費を投入して低所得者の更なる保険料の負担軽減を図るとされています。具体的には最大 5 割軽減の方でもさらに 7 割軽減に拡大する盛り込まれています。これは先ほど申しましたが 10 年後には保険料が 8,200 円程度になると見込みがあり、5 割から 7 割に上げると検討されたところです。それと、(2)ですが、利用者負担の引き上げです。一定所得のある方の自己負担についてはこれまでは、1 割負担であります。収入のあるかたについては、2 割に上げるとされています。ただこの 2 割の引き上げですが、実際には月額負担上限額がありますので、単純に皆さんが 2 倍になるということではありませんが、今現在月額上限額がありますがこちらも見直しをされて 37,200 円から 44,400 円に上げることが盛り込まれています。(3)です。低所得者の施設利用者の食費、居住費を補填する、補足給付ですがこれは現在、収入のみに着目し対象となっておりますが、預貯金等の資産も判定基準とすることが盛り込まれています。具体的には住民税非課税世帯の方でも預貯金等が単身の場合 1000 万、夫婦の場合 2,000 万程度の方は制度の対象外としており、申告に当たっては預貯金とか有価証券等の通帳等の写しと一緒に申告することとなっています。また、世帯分離をした場合であっても配偶者が課税されている場合はこの補足給付の制度の対象にならない、収入も非課税扱いとなっている遺族年金とか障害年金も収入としてみなすこととされています。以上が主な改正内容です。

説明が終わりました。委員から質問がありますか。

1 (2)ですが、市としてその事業を移行されるということで、大変な部分もあると思いますが、実際市としてどう考えておられますか。

芦谷委員長
柳楽委員

高齡障がい課長

確かに市としては大変な業務が増えるとは思いますが、そうはいいながら今のままで行きますと、この介護保険制度が将来的に先が見えないということから今回の見直しとなっていると思いますので、市としても利用される方が困らないように出来る限り受け皿も必要な部分が出てきますのでそういったところをしっかりと対応していきたいと考えております。

西村委員

実際この浜田市、或いは江津も加えた圏域で考えてもそういったサービスの受け皿があるのかどうか、しかも事業費が当然下りてくるとは思いますが、それはかなり縮小された、現状の介護保険の介護報酬のレベルで言うと恐らく引き下げた状態で下りてくるとは思います。そういったことも含め考えて本当にサービスが市町村でやっていけるのか疑問視しています。その展望についてお聞きします。

高齡障がい課長

サービスの受け皿ですが、今移行するのはデイサービスとホームヘルプサービスの部分です。新たな受け皿が必要になる場合もありますが、他にない場合、今利用されているサービスの事業所があります。それをそのまま引継ぐということも考え方としては、なくはありませんので、そういった面では現行のまま市町村が地域支援事業で引継いで行うということはできます。ただ国としては多様な主体、いわゆる介護の事業所だけでなく、NPOとか地域住民などいろんなものを含めたサービスの主体も検討されたいということがありますので、そういったところも今後検討していく必要があろうと思っています。それと、財源ですが、基本的に財源は特に不足するかどうか分かりませんが、今の財源をそのまま引継ぐ形になっています。ただ利用者がどんどん増えることですので、それは今後推計しながら対応していかないとはいけませんが、国においてはそのあたりの財源は今の財源をそのまま移行するという考え方ですので、そのあたりを期待したいと思っています。

西村委員

財源の問題ですが、おそらく1年しかないわけですから、今の事業者が引継ぐことが現実的かなと思います。介護報酬という形で今は事業者には支払われると思いますが、言われた財源的には今のまま引継ぐというのは、どこかに謳ってあるのですか。

高齡障がい課長

今要支援の方の給付事業は給付費ですが、その中でホームヘルプとデイサービスに関わる部分についてはこの部分を地域支援事業の給付費に移行するという形になっておりますので、ただ言われますように、

給付費というのは報酬がきまっておりますので、そのあたりの乖離がある場合には恐らく不足が予想される部分が出てくると思います。

西村委員

私は現実的には根拠がないと思います。今の地域支援事業でも圏域の組合の給付費の3パーセント以内で行うというのが原則ですからその枠内でしかできないので、おそらく先ほどの説明の中身はまるで裏づけのないものではないかと受け止めました。何かあれば。

高齢障がい課長

まだそのあたり、詳しい内容を把握しておりませんので、今後どのような内容を具体的に示されるのか、しっかり説明を聞いて対応していきたいと思っております。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり。)

ないようですので、次にまいります。

高齢障がい課長

つづいて資料2の説明を行いたいと思っております。

(資料により説明)

芦谷委員長

委員から質問がありませんか。

(「なし」という声あり。)

ないようですので、次にまいります。

脳ドック助成事業の状況についてです。健康福祉部次長

(5) 脳ドック助成事業の状況について

市民環境部次長

(資料により説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質問があればお願いします。

(「なし」という声あり。)

ないようですので、次にまいります。エコクリーンセンターについてです。広域議会全協報告事項関連です。環境課長

(6) エコクリーンセンターについて

環境課長

(資料により説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質問があればお願いします。

(「なし」という声あり。)

以上で予定をしておりました議題が終わりました。その他執行部からありますか。

(「ありません」という声あり)

それではここで執行部に関する議題はすべて終了しました。3月

末で退職されます管理職の皆様にとっては最後の委員会になろうかと思
います。退職に当たってのご挨拶を賜りたいと思います。

斎藤環境課長

《挨拶》

桑本市民福祉課長

《挨拶》

ありがとうございました。それぞれの思いを持っての長い間の勤務
でした。これからも役所時代の経験を生かされ、市行政の進展と、後
輩へのご支援と、加えて市議会のご指導をお願いしたいと思いま
す。ありがとうございました。

ではここで執行部の方はご退席ください。

《執行部退席》

それでは、ここで休憩とします。再開は午後 13 時 20 分とします。

(13 : 10 休憩)

(13 : 20 再開)

会議を再開します。

それでは議案の採決にうつりたいと思います。西村委員

西村委員

請願についてはどうされるんですか。賛成、反対それなりの意思を
お持ちだと思いますが。今のまま採決すれば、何の理由も無く、反対、
賛成になりますので、少なくともそれぞれの委員が態度を表明される
べきと思います。

芦谷委員長

運営として、議案の採決を行った後に請願の審査に入ろうと考えて
おります。

西村委員

あ、そうですか。わかりました。

芦谷委員長

議案第 7 号 浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を
改正する条例について採決の前に委員から意見があればお願いします。

(「なし」という声あり。)

議案第 7 号 浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を
改正する条例について原案のとおり可決すべきものと決することにご
異議ありませんか。

(「なし」という声あり。)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決し
ました。

議案第 12 号 浜田市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につ
いて採決の前に委員から意見があればお願いします。

(「なし」という声あり。)

議案第12号 浜田市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり。)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例について採決の前に委員から意見があればお願いします。

(「なし」という声あり。)

議案第14号 浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例について原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり。)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 財産の減額譲渡について(西村町1031番1の宅地)採決の前に委員から意見があればお願いします。

(「なし」という声あり。)

議案第19号 財産の減額譲渡について(西村町1031番1の宅地)原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり。)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決の前に委員から意見があればお願いします。

私は反対します。

澁谷委員

芦谷委員長

それでは、採決します。原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数です。ご異議なしと認め、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして請願第2号 高齢者の負担増と保険給付の削減を押し付け、市町村に責任を転嫁する介護保険の見直しに反対する意見書の提出についてです。採決の前に委員から採決の方法や本請願において意見をお願いします。平石委員からお願いします。

平石委員

私は費用が枯渇していこうという状況の中で、こういうことが出されたと認識しております。ということで、わたしはこの意見書提出に

ついて反対します。

道下委員

私もこの介護保険制度の中で2025年そういう説明もありましたが、介護保険がパンクするというようなことも言われています。そういう中で今から国会で審議され、どういう方向に行くのかよく見極めて再度論議し図っていくのが妥当ではないかと思います。いずれにしても介護保険のあり方というものが、保険が枯渇していくというおおきな流れがある中でどうやっていくのかということが一番の問題であろうと思っておりますので私は継続してこの問題について議論していきたいと思えます。

澁谷委員

私は介護制度というのは基本的に40才以降第2号保険者ということで保険料をとります。そういう中で制度的にある年齢になったら介護保険を使わないと損だというふうな仕組みに、そういう意識を潜在的にすりこまれるといった当初から法律の懸念を持っていたんですが、自分の家族が介護保険の世話になってみると大変家族にとってはお世話になるというか、1割の負担でサービスを受けられるというのは非常に楽というか助かるというかそういう印象を持っております。ただ経営的にみたら1割負担だとすぐ破綻するだろうというのは実感としてわかるので、なるべく長持ちさせるためには、収入の多い方にその1割を2割というくらいの負担を増やすというようなことは今後していかないと直ぐ破綻すると思えます。ですからこの意見書には反対です。

柳楽委員

私も、介護保健事業というのはこのままの状態だといずれ破綻すると考えておりますし、私ヘルパーの仕事をしている中で要支援の方たちでここまでのサービスが必要かなというような、ここまでの支援は必要ではないんじゃないのかなという方にも支援がされているパターンがあったりしますので、そういうところも考えて今後市町村の事業に移行されていくことで、地域のボランティアも含めての支援活動が大切になってくると思っております。そういうところで違うやり方でやっていけるものと思っておりますので、この請願に対しては反対です。

足立委員

私も財政的な部分に関しては皆さんと考え方は同じです。あと第1のホームヘルプ、要支援に対する部分に関しては柳楽委員が言われたとおりと思っております。第2の特養に対する要介護3以上という限定もありますが、実際全国には要介護1、2の方も入られている場合もあるでしょうが、実際それだと老人ホームの経営は非常に難しい、現

実に目を向けると4.5の方が大半であるということです。第3のサービスの利用料1割から2割の部分に関しては所得によって上がってくる、これは医療保険で同様の措置がとられていますので、やむを得ないであろうという解釈でいます。そういった観点から考えてみてもこの部分に関してはやむを得ない、財政的な面も関して言うと止むを得ない部分が多いのではないかと思いますので、この請願に対しては反対をします。

西村委員

私は紹介議員の一人ですので、全面的に賛成です。請願の最後、第1の部分、要支援の方々を介護保険から外すといったこと、第2の要介護1、2を特養の入所対象から基本的に外す、いうこの点については契約違反、国民に対する約束不履行ということですから、抜本的に間違いと思います。従ってそのことは国に全面的な責任がある、基本的にそれを受け入れてどうしてやっていくのかという姿を国民に明らかにすべきと思います。それを私は補足して賛成します。

田畑副委員長

私は反対です。今後高齢化率が上昇する、そして介護認定者もかなり増えていく、そして全国で一律に行っている予防給付が市町村を窓口にして取り組むということで、地域支援事業に移行するということが言われてまして、詳細についてはまだ今国会で議論されておりわかりませんが、いずれにしましても、西村委員いわれましたが特養に介護3以上でないとはいれないと出ていますが、すべてが3以上で線引きをされているわけではないと思いますし、要件によっては1、2の方でも入所できると聞いておりますので、こういったことに対して、私は反対します。

芦谷委員長

先ほど一部継続という意見もありました。反対、賛成の意見もありました。採決の方法ですが、継続の意見もありましたので、お諮りします。それではお謀りします。

継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数です。

よって本請願は継続審査とすることは否決されました。従ってただいまから、採決を行います。

高齢者の負担増と保険給付の削減を押し付け、市町村に責任を転嫁する介護保険の見直しに反対する意見書の提出について賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数です。よってこの請願は不採択となりました。

不採択の場合は、請願者に不採択の理由を通知することとなっております。先ほどの委員から反対意見等を調整して作成したいと思いますが、正副委員長にご一任いただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

ご異議ないようですので、委員長に一任されました。

その他にありませんか。

9 その他

・行政視察について

田畑副委員長

幹事からですが、日程は6月30日の週です。現在東北地方で八戸市、横手市の2箇所とその他検討中ですが、皆さんからもご意見をいただきまして、決定したいと考えています。視察先も変更もあります。具体的に決まりましたら皆様にご連絡します。ご承知おきください。

芦谷委員長

委員の皆さんよろしく申し上げます。以上をもちまして福祉環境委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

[13 時 35 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 芦谷英夫